

◎新潟県告示第80号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年1月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

漁協	加入区の名称	区域
新潟	五十嵐浜	新潟市西区真砂、上新栄町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町、内野上新栄町の区域
寺泊	寺泊	長岡市寺泊長峯、金山、田ノ尻、花立、松沢町、香清水、横掛、小川町、上荒町、二ノ関、烏帽子平、上片町、片町、大町、上田町、赤坂、荒町、名子山、一里塚、下荒町、鼠山、蔵場町、七曲、円上寺山、殿林、坂井町、一枚田、磯町、敷ノ川、越ノ浦、蟹沢、千駄越、庚塚、白岩、雨池、湊町、小屋場、藪田、切替、下窪田、大和田、郷本、志戸橋、山田、松田、明ヶ谷、田頭、夏戸、年友、引岡、戸崎、吉、大地、円上寺、箕輪、京ヶ入、本山、本弁、弁才天、川崎、下曾根、中曾根、蛇塚、当新田、野積、岩方、仁ヶ村外新田、田尻、矢田、入軽井、町軽井、平野新村新田、高内、求草、万善寺、敦ヶ曾根、北曾根、新長、小豆曾根、竹森、鰐口、下桐、裕田、木島、五分一、有信、下中条の区域
聖籠町	聖籠	北蒲原郡聖籠町大字網代浜、次第浜の区域